

マインドMAX通信 リサイクル通信



発行 松戸市環境部 廃棄物対策課 電話 047-704-2010
環境業務課 電話 047-366-7333

VOL 25

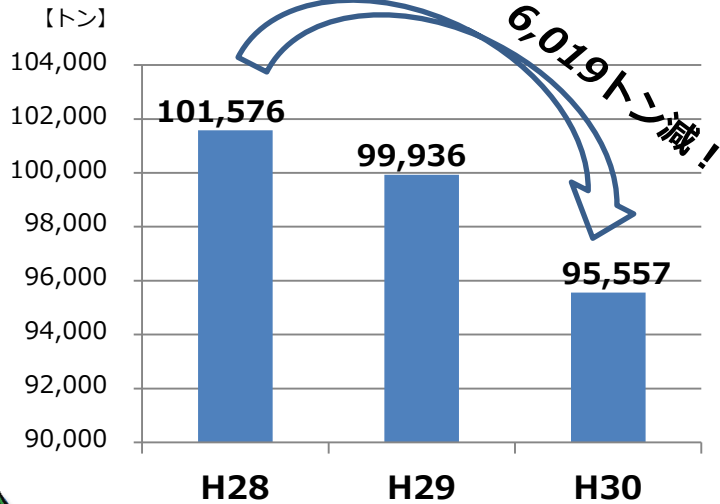
※リサイクル通信は、市役所のほか各支所にも配架していますので、ご活用ください。

ごみ減量作戦目標達成なるか!?

ごみ減量作戦の中間報告



平成29年度～令和元年度の3年間で、平成28年度と比べて「燃やせるごみ」を5,000トン減量するという取り組みです。平成30年度末までで**6,019トンの減量**を達成しました!

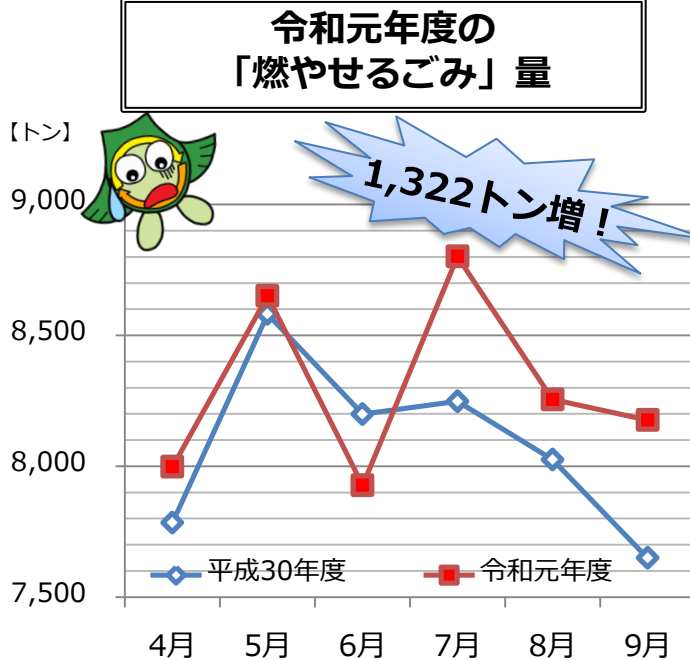


目標達成に赤信号!?



ところが、令和元年度に入ってから「燃やせるごみ」の量が増えており、9月までに前年度と比べて**1,322トン増加**しています。このままでは、目標の「5,000トン減量」を達成できない恐れがあります!

ごみの減量方法を再確認し、減量にご協力をお願いします!



ごみの減量方法の再確認！

① 「雑がみ」を分別しましょう！

「燃やせるごみ」は「紙」と「生ごみ」が大部分を占めています。なかでも「紙」は分別すればリサイクルできるものがたくさんあります。松戸市ではそういったリサイクルできる紙を「雑がみ」と呼び、分別を推進しています。

「雑がみ」になるもの、ならないもの

以下のいずれかの方法で、資源ごみの日が集団回収の収集日に出しましょう

「雑がみ」になるもの（例）

- ①紙袋に入れてひもで縛り「雑がみ」と書いて出す方法
- ②雑がみだけを集めてひもで縛る方法
- ③雑誌の間に挟んでひもで縛る方法

封筒・はがき
メモ用紙や割箸袋
トイットペーパーやラップの芯
シュレッダーした紙


これらは「燃やせるごみ」です。

紙コップ等の防水加工や、靴・カバンの詰め物や圧着はがきのような特殊な加工がされた紙も「雑がみ」にはなりません。

「雑がみ」にならないもの（例）

汚れのついた紙
レシート
洗剤・線香等のにおいのついた紙

② 「リサイクルするプラスチック」を分別しましょう！

プラスチック製の容器や包装にはプラマーク  が付いています。このマークが付いたものを「リサイクルするプラスチック」として分別することで、焼却せずにリサイクルすることができます。

「リサイクルするプラスチック」の例


肉や魚のトレイ
カップ麺の容器
シャンプーの容器
お菓子の袋


使い切ったあと汚れがついているものは軽く水ですすいでください。汚れが落ちない場合は「その他のプラスチックなどのごみ」に出してください。

「リサイクルするプラスチック」への禁忌品混入防止について

「リサイクルするプラスチック」の中に電池やバッテリーといった禁忌品が含まれていたことによる事故が多発しています。リサイクルの過程で火災等の危険が伴いますので絶対に混ぜないでください。

《禁忌品の例》

 小型充電式電池 → 集積所には出せません。お近くのリサイクル協力店をご利用ください。

 電池 ライター → 「有害などのごみ」の日に出してください。

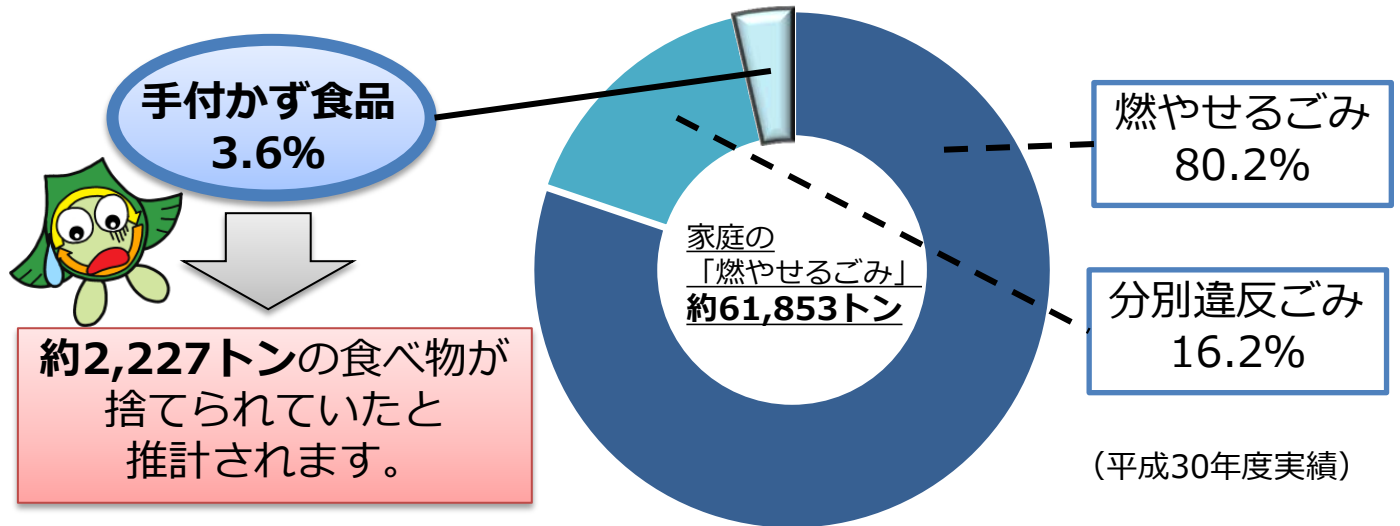
食品ロスを減らそう！

食品ロスとは？



食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。日本では年間600万トン以上の食品ロスが発生しているといわれています。国民1人あたりに換算すると、お茶碗約1杯分（約139グラム）の食べ物が毎日捨てられていることとなります。

松戸市の家庭から出た「手付かず食品」の推計量



「食品ロス」の減らし方



食品ロスを減らすためには、「**買いすぎない**」こと「**食べきる**」ことが重要です。

例えば

買いすぎないために

- 買い物の前に冷蔵庫の中を整理して必要なものを確認しましょう。
- 少量・ばら売りを活用して必要な量だけ買いましょう。

食べきるために

- 賞味期限を確認し、期限の近いものから食べましょう。
- 外食の際は食べきれぬ量だけ注文しましょう。

- サンマル イチマル 30・10運動を実施しましょう。

※30・10運動とは、宴会等の開始から30分と終了前10分は食事を楽しみ食べ残しをなくす取り組みです。



集団回収を活用しよう！

集団回収とは、町会等の各団体による自主的な資源回収活動です。市による回収とは異なり、資源物の回収実績に応じて、奨励金の交付を受けることができます。

回収品目を集める

- ・紙・布類
- ・缶
- ・ビン
- ・ペットボトル



資源回収業者に引渡し



奨励金の交付

奨励金金額例（令和元年度）

- ・紙類 2円/kg
- ・缶 2円/kg
- ・ビン 2円/kg
- ・ペットボトル 10円/kg



集めた種類と量に応じて市から団体に奨励金が交付されます。

※市内にはすでに集団回収を実施している町会・自治会等が多くあります。ご自身の参加している町会・自治会等が、集団回収を実施しているか確認しましょう。

問い合わせ先：松戸市環境業務課 管理係 TEL 047-366-7332

ごみの焼却は禁止されています



「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、ごみの焼却、いわゆる**野焼き**は**禁止**されています。

違反した場合は、**5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はこれの併科という重い罰則**が規程されています。

※一部例外として認められている「どんど焼き」等の宗教的行事等による焼却行為であっても、むやみに燃やしてよいということではありません。煙やそれによる悪臭などで苦情が出た場合は、焼却の中止を求めるとともに、改善指導を行います。

問い合わせ先：松戸市廃棄物対策課
TEL 047-704-2010